eole Inc.

臨時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年11月27日（金曜日）
午後１時（受付開始 午後０時30分）

※臨時株主総会終了後に事業説明会を行います。

開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング 13階
TKP新橋カンファレンスセンター　ホール13A
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

株式会社イオレ　証券コード：2334

証券コード　2334
2026年11月12日
(電子提供措置の開始日　2026年11月５日)

株　主　各　位

東京都港区西新橋1丁目６番11号
株　式　会　社　イ　オ　レ
代表取締役社長　瀧 野　　諭 吾

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.eole.co.jp/ir/library/

上記ウェブサイトにアクセスして、「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」の順に選択してご覧ください。

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月26日（木曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。株主様には可能な限りインターネット又は書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　　2026年11月27日（金曜日）午後１時
（受付開始 午後０時30分）

2．場　　所　　東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング 13階 TKP新橋カンファレンスセンター　ホール13A

3．目 的 事 項
決 議 事 項
議　　案　当社とWOODMAN株式会社との株式交換契約承認の件

4．その他招集にあたっての決議事項

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。

・株主総会参考書類の「議案　当社とWOODMAN株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「WOODMAN株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎臨時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本臨時株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.eole.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようにお願い申し上げます。**

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2026年11月26日（木曜日）午後6時

2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
スマートフォンをご利用の場合は、ＱＲコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限　2026年11月26日（木曜日）午後6時

詳細は、次ページをご参照ください。

3 株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　2026年11月27日（金曜日）午後１時

開催場所　東京都千代田区内幸町一丁目３番１号
幸ビルディング　13階　TKP新橋カンファレンスセンター　ホール13A

議決権の重複行使の取り扱い

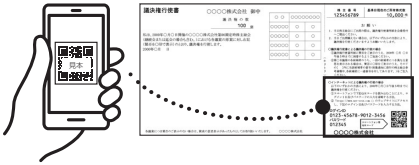
（1）書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
（2）インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

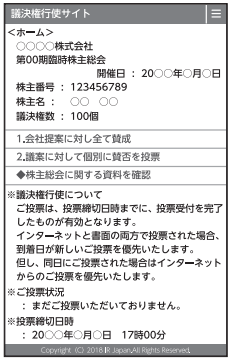
1 **議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。**



2 **以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。**

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。



パソコンからの場合

1 **議決権行使ウェブサイト**
https://www.net-vote.com/
にアクセスしてください。

2 **トップ画面**



3 **ログイン画面**

議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」「パスワード」をご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン **証券代行業務部**	電話（専用ダイヤル） **0120-975-960**（通話料無料） 〔受付時間〕午前９時 ～ 午後５時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインＩＤは、本株主総会に限り有効です。
※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　当社とWOODMAN株式会社との株式交換契約承認の件

当社は、2026年10月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、WOODMAN株式会社（以下「WOODMAN」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（2026年10月27日付「株式交換契約の変更契約書」による変更を含み、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約につき、ご承認をお願いするものであります。なお、本株式交換は、2026年11月30日を効力発生日として実施する予定です。

１．本株式交換を行う理由

当社とWOODMANとの間には、本書作成日時点において資本関係及び人的関係はありません。もっとも、当社は2026年1月30日付で、WOODMAN、デジタルダイナミック株式会社及びSuperX AI Industries株式会社との間で、モジュール型AIデータセンターに関する協業検討を目的とした戦略的提携に関する覚書を締結し、WOODMANは、国内のAIデータセンター関連プロジェクトにおける用地・ユーティリティ等に関する検討及び関係各所との調整に向けた情報提供・協力を担う事業パートナーとして、当社と連携してまいりました。

また、2026年9月16日には、当社とWOODMANが共同で「液浸冷却ソリューションカンファレンス」を開催し、AIデータセンターに関連する企業関係者160名超の参加を得ました。当社とWOODMANは、Lubricants UK Limited（Castrol）との協業のもと、WOODMANが発表した液浸ソリューション「IMMERSIA（イマーシア）」の導入推進及び事業開発にも共同で取り組んでおります。

両社は、資本関係を構築するに先立ち、AIデータセンターの開発、モジュール型データセンター、液浸冷却等の領域において共同で事業開発を進めてまいりました。本株式交換は、完全子会社化後に新たに協業可能性を模索するものではなく、既に進行している両社の事業連携を資本・経営の両面から一体化し、その実行速度及び事業規模をさらに高めることを目的とするものです。こうした認識のもと、両社で協議を重ねた結果、本株式交換を行うことといたしました。

当社はWOODMANを完全子会社化するにあたり、現金での取得ではなく株式交換の手法を選択いたしました。これは、WOODMANの株主にも当社株主として本株式交換後の企業価値向上を共有いただき、両社の利害を中長期的に一致させることが、経営統合の効果を最大化するうえで適切であると判断したためです。また、現金流出を抑制することで、AIデータセンター開発をはじめとする今後の成長投資に必要な資金余力を維持できるものと考えております。

当社グループは、AIの計算・社会実装・金融を接続する「AI経済圏」の形成を中長期的な成長戦略の柱に掲げ、AI実装レイヤー（AIUI事業）、AI計算レイヤー（AIDC事業）及び金融レイヤー（オンチェーン金融事業）の3層を統合する「3層統合モデル」の構築を進めております。

このうちAIDC事業については、2025年4月の事業開始以降、GPUサーバーの調達・販売を起点として事業を拡大し、2026年3月期には売上高100億円超を達成しております。現在は、福島県双葉町及び鹿児島県薩摩川内市における分散型AIデータセンターの開発を進めるとともに、2026年秋より、GPU・データセンター・電力・冷却・ネットワーク・運用基盤を一体として提供するネオクラウド事業化に向けたAI計算力提供事業を順次開始する予定です。さらに、2026年7月6日にはシンエネルギー開発株式会社との業務提携に関する基本合意書を締結し、西日本地区における100MW級大規模AIデータセンターの開発及び電力インフラ整備を共同で推進するなど、当社の事業領域はGPUサーバーの販売から、AI計算力の提供及びデータセンター開発へと拡大しております。

こうした事業拡大に伴い、当社グループには、GPUの調達力に加え、データセンターの開発・構築及び運用に必要となる機能を一体的に確保することが重要となっています。本株式交換は、これらの機能を当社グループ内部に取り込み、AIインフラの供給能力及び事業開発力を強化することを目的とするものです。

WOODMANは、2017年10月の設立以降、AIサーバー・ストレージの販売・導入支援を基盤として事業規模を拡大するとともに、モジュール型AIデータセンターの開発・構築、AIデータセンター開発に関するコンサルティングへと事業領域を拡張してきた企業です。2026年9月期には売上高12,845百万円、営業利益350百万円を見込んでおります。また、2026年9月には、液浸冷却ソリューション「IMMERSIA（イマーシア）」及び「IMMERSIA EDGE（イマーシア・エッジ）」を発表するなど、AIデータセンターの構築から冷却までを担う技術・開発機能を有しております。

なお、上記のWOODMANの2026年9月期の業績は、決算確定前の見込値です。

本株式交換後も、WOODMAN代表取締役である小野慎二郎氏をはじめとする同社の経営陣及び従業員は引き続き事業運営に参画し、これまで培ってきた技術・ノウハウ、顧客・パートナーとのネットワーク及び事業開発力を継続して発揮する予定です。また、WOODMANの株主が当社株主となることで、統合後の企業価値向上に対する両社の利害を一致させ、中長期的な事業成長に向けたコミットメントをより強固なものとします。

統合後は、100MW級の大規模AIデータセンターに加え、2MW級を含む中小規模AIデータセンターを国内各地で複数展開していく方針です。大規模拠点については、大規模な学習・推論等の計算需要を中長期的に取り込む基幹拠点として開発する一方、中小規模拠点については、既存の用地・電力等を活用することで、より短期間かつ機動的な開発を進めます。

これにより、開発期間を要する大規模拠点と、短期間で立ち上げ可能な中小規模拠点を並行して展開し、規模、用途及び稼働時期の異なる幅広いAI計算需要に対応できるデータセンターポートフォリオの構築を目指します。また、両社が有する国内外のネットワーク及び事業開発機能を組み合わせることで、国内外における新たなデータセンター開発機会の発掘及び共同事業開発を加速します。

さらに、用地確保、電力確保、設計、建設、設備調達等に通常長期間を要するデータセンター開発について、案件形成の初期段階から構築・運用までを一体的に推進することで、開発リードタイムの短縮及び複数案件を同時並行で開発できる体制の確立を目指します。

本株式交換を通じ、当社グループは以下の施策を推進し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ってまいります。

① ネオクラウド事業の立ち上げ加速

WOODMANが有するAIサーバーの調達・導入、モジュール型AIデータセンターの設計・構築、データセンター開発支援及び液浸冷却ソリューション「IMMERSIA」をグループ内に統合することで、GPU・データセンター・電力・冷却・ネットワーク・運用基盤を一体として提供するネオクラウド事業の立ち上げを加速いたします。

特に、液浸冷却の活用により、国内一般水準の1.571前後（※）に対してPUE1.2以下を目標とする低PUE・高密度なAIデータセンター環境の実現を図り、計算力の供給規模の拡大及び提供コストの低減を目指します。

（※）出典「ベンチマーク指標の実績について(令和7年度定期報告分)¦資源エネルギー庁 18p」
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/benchmark/pdf/benchmark_2025.pdf)

② 3層統合モデルの循環強化

WOODMANの完全子会社化により、当社の3層統合モデルの中核となるAI計算レイヤーの供給能力及び競争力を強化します。

これにより、AI実装レイヤーで生じる計算需要の受け皿を拡大するとともに、金融レイヤーとの連携を通じた計算資源への継続的な投資を促進し、3層が相互に成長するAI経済圏の形成を推進してまいります。

③ 経営統合による事業開発の加速

両社は既に複数のAIインフラ領域において共同で事業開発を進めております。完全子会社化により、案件開発、投資判断、人員配置及び予算執行を一体化し、会社間で必要であった調整プロセスを短縮することで、案件形成から実行までの意思決定速度を高めます。

④ 中長期的な株主価値の向上

本株式交換に伴い当社は新株式を発行することとなりますが、WOODMANの収益基盤、事業開発能力、技術、人材及び顧客基盤を当社グループに統合し、両社が共同で推進するAIインフラ事業を拡大することで、新株式の発行による希薄化を上回る中長期的な株主価値の創出を目指してまいります。

当社は今後も、資本調達及びM&A等の資本政策について、単なる事業規模の拡大ではなく、中長期的な株主価値の向上に資するかという観点から判断してまいります。

２．本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約（2026年10月27日付「株式交換契約の変更契約書」による変更を含む。）の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書

株式会社イオレ（以下「甲」という。）及びWOODMAN株式会社（以下「乙」という。）は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に関し、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)甲（株式交換完全親会社）商号　株式会社イオレ　住所　東京都港区西新橋一丁目6番11号

(2)乙（株式交換完全子会社）商号　WOODMAN株式会社　住所　東京都品川区東品川二丁目５番８号天王洲パークサイドビル15階

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の数の合計に5,727.38を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式5,727.38株の割合をもって割り当てる。

3 前2項に従い甲が基準時の乙の株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金の額0円

(2)資本準備金の額　会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額

(3)利益準備金の額0円

第5条（効力発生日）本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。)は、2026年11月30日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換承認株主総会）

1 甲は、2026年11月27日に臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

2 乙は、効力発生日の前日までに臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

3 前2項の株主総会の開催日は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

1 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。

2 乙は、本契約締結後効力発生日までの間、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議し、その同意を得た上で、これを行う。

3 甲は、本契約締結後効力発生日までの間、本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ乙と協議する。

第8条（剰余金の配当等の制限）乙は、本契約締結後効力発生日までの間、剰余金の配当の決議を行わず、また、自己株式の取得（会社法の規定により株主の請求に応じて取得する場合を除く。）の決議を行わない。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認が得られなかった場合、本株式交換に関して法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第11条（協議事項）本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

2026年10月15日

甲　東京都港区西新橋一丁目6番11号

株式会社イオレ　代表取締役社長　瀧野諭吾

乙　東京都品川区東品川二丁目5番8号天王洲パークサイドビル15階

WOODMAN株式会社　代表取締役社長　小野慎二郎

3．会社法施行規則第193条に定める内容の概要
(1)交換対価の相当性に関する事項
①本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	WOODMAN （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る交換比率	1	5,727.38
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：3,436,428株（予定）	

（注1）株式の割当比率
WOODMAN株式1株に対して、当社の普通株式5,727.38株を割当交付いたします。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、WOODMAN及び当社が協議した上で、合意により変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する普通株式の数
当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がWOODMAN株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のWOODMANの株主に対し、その保有するWOODMAN株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。当社の交付する株式は、新たに発行する普通株式にて充当する予定です。

（注3）単元未満株式の取扱い
本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるWOODMANの株主については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができます。

（注4）1株に満たない端数の取扱い
本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をWOODMANの株主に対して支払います。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア)割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びWOODMANから独立した第三者算定機関であるSakura Accounting合同会社（以下、「本算定機関」といいます。）に、WOODMANの株式価値の算定を依頼いたしました。

当社は本算定機関によるWOODMANの株式価値の算定結果及び当社株式の市場株価を参考に、当社がWOODMANに対して実施したデューデリジェンスの結果、WOODMANの財務状況、資産の状況、将来見通し等を踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。また、当社は、本株式交換に伴い新株式を発行する一方、WOODMANの収益基盤、事業開発能力、技術及び人材を当社グループに取り込むことによって、中長期的に当社の一株当たり企業価値の向上に資するものと判断しております。なお、本株式交換により交付する当社株式数は3,436,428株であり、2026年9月30日現在の当社発行済株式総数43,078,920株に対する割合は7.97%（議決権総数に対する割合は7.98%）となります。

本株式交換にあたり、当社普通株式の評価における参考株価として、2026年10月14日を基準日とし、同日の終値である582円を採用しております。

また、比較対象として算出した過去の終値単純平均株価（直近１か月：577円、直近３か月：546円、直近６か月：545円）とも大きな乖離はなく、中長期的な株価水準との整合性も認められます。

この基準日価格を採用した理由は、当社株式の市場価格のうち、本株式交換比率の決定時点における最も直近の取引時点における客観的かつ公正な価格を反映したものであり、当該時点における市場評価を適切に示していると判断したためです。

(イ)算定に関する事項

a.算定機関の名称並びに当社及びWOODMANとの関係

本株式交換に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社及びWOODMANから独立した第三者算定機関である本算定機関に依頼をし、2026年10月14日付で、WOODMANの株式価値に関する算定書を取得しました。

なお、本算定機関は当社及びWOODMANの関連当事者には該当せず、当社及びWOODMANとの間で重要な利害関係を有しません。本算定機関に対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件として支払われる成功報酬は含まれておりません。

b.算定の概要

本算定機関は、WOODMANの株式価値を算定しております。なお、当社株式については、当社が株式会社東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、上記「（ア）割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、2026年10月14日の終値を採用しております。

また、WOODMANの株式については、市場株価が存在しないことから、類似会社比較法による算定を採用いたしました。

なお、WOODMANの事業計画のうち2028年9月期以降には、現在協議中の案件を含むデータセンター構築案件及びGPUサーバー販売案件の拡大が織り込まれており、その実現時期及び規模を現時点で合理的に見積もることが困難であることから、本算定機関はDCF法を採用しておりません。なお、類似会社比較法による算定結果は、WOODMANの直近の利益実績及び見込みを基礎とするものであり、上記事業計画に織り込まれた将来の成長可能性は評価に含まれておりません。

類似会社比較法では、WOODMANの主たる事業であるGPUサーバー等のハードウェアの仕入販売と事業内容が比較的類似する上場会社として、NVIDIA製GPUを搭載したサーバー・ワークステーション等の販売を主要な事業とする株式会社ジーデップ・アドバンス、AI向け高性能計算機の開発・販売を行うHPCシステムズ株式会社、並びにNVIDIA製品の販売代理店であるリョーサン菱洋ホールディングス株式会社を選定し、株価収益率（PER）を用いて株式価値を算定しております。

算定の基礎となる利益については、WOODMANの2026年9月期には、同年9月に計上が見込まれていた単年度の業績に大きな影響を与える個別の大型案件（売上高約40億円、通期売上高の約3割）が含まれており、単年度の利益を基礎とすると当該案件の影響を受けることを踏まえ、2025年9月期の実績及び2026年9月期の見込みの平均値を用いております。また、WOODMANの株式が非上場株式であり市場流通性を有しないことを考慮し、30%の非流動性ディスカウントを適用しております。

なお、本算定は、本株式交換により見込まれるシナジー効果を考慮しておりません。本算定機関が類似会社比較法に基づき算定した、WOODMANの普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

【WOODMAN普通株式１株当たりの株式価値】

算定手法：類似会社比較法

算定結果：3,081,458円～5,784,705円

当社株式の基準日終値582円と、上記の算定結果を踏まえ両社協議により決定したWOODMAN普通株式１株当たりの評価額3,333,333円に基づき、株式交換比率を算定しております。

【株式交換比率の算定】

WOODMAN１株当たりの評価額：3,333,333円
イオレ普通株式１株当たりの評価額：582円
株式交換比率：3,333,333円 ÷ 582円 ≒ 5,727.38

なお、本算定機関は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

(ウ)上場廃止となる見込み及びその事由

当社が上場廃止となる見込みはありません。また、株式交換完全子会社となるWOODMANは、非上場会社であるため、該当事項はありません。

(エ)公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換の公正性を担保するため、上記「(ア)割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、当社及びWOODMANから独立した第三者算定機関である本算定機関にWOODMANの株式価値の算定を依頼し、その算定結果及び当社株式の市場株価を参考として、WOODMANとの間で協議・交渉を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

(オ)利益相反を回避するための措置

当社とWOODMANとの間に利益相反関係はないため、特段の措置は講じておりません。

③　本株式交換により株式交換完全親会社において増加する資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、以下のとおりとします。

(1)資本金の額0円

(2)資本準備金の額　会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途適当に定める金額

(3)利益準備金の額0円

かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(2)本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

WOODMANが発行している新株予約権及び新株予約権付社債はありません。

(3)WOODMANに関する事項
①最終事業年度に係る計算書類等
　WOODMANの最終事業年度（2025 年9月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第14条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。臨時株主総会招集ご通知１ページに記載のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類
　該当事項はありません。
③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
　WOODMANは、2026年10月15日、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、WOODMANを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決定し、株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容については、上記「２．本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。
　WOODMANは、2026年3月に株式会社東日本銀行から20百万円、2026年6月に株式会社商工組合中央金庫から80百万円を長期借入金として借り入れたほか、短期借入金による資金調達を行いました。この結果、2026年9月末の借入金残高は593百万円（うち短期借入金446百万円、長期借入金147百万円）となっています。
　GPUサーバー販売取引の拡大に伴い、2026年9月末の前受金残高は8,287百万円、前渡金残高は8,163百万円、売掛金残高は2,157百万円、買掛金残高は1,996百万円となっています。
(注) 2026年9月末の金額は、WOODMAN株式会社の第9期決算確定前の試算表に基づくものであり、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(4)当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
　当社は、2026年10月15日開催の取締役会において、WOODMANとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容の概要は、上記「２．本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング 13階
TKP新橋カンファレンスセンター　ホール13A
TEL　03（5510）1351



最寄駅　都営三田線 内幸町駅 A5出口 徒歩1分
JR線 新橋駅 日比谷口 徒歩7分
東京メトロ銀座線 新橋駅 7番出口 徒歩7分
都営浅草線 新橋駅 7番出口 徒歩7分
東京メトロ 霞ケ関駅 C4 徒歩8分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようにお願い申し上げます。